

平成 30 年 3 月 26 日
サトーホールディングス株式会社

当社子会社に対する公正取引委員会からの
下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告について

本日、当社の子会社サトープリンティング株式会社（以下「同社」といいます。）が、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告を受けました。

これは、同社が、シール・ラベルなどのサプライ商品の製造を委託している協力工場様から、「生産システム利用料」「通信回線利用料」「パソコン利用料」「バーコードプリンタ利用料」「ドットプリンタ利用料」「レーザープリンタ利用料」「バーコードスキャナ利用料」「パソコン保守料」「ドットプリンタ保守料」「レーザープリンタ保守料」を収受していた行為が、下請法の規定（第 4 条第 1 項第 3 号「下請代金の減額の禁止」）に違反すると判断されたものです。本日の勧告において、下請代金の減額に当たるとされた金額は、平成 28 年 6 月から平成 30 年 2 月の間、総額約 9,880 万円です。

同社は、本年 3 月以降、協力工場様から上記金員の収受を行っておらず、下請代金の減額に当たるとされた金額全額を本年 3 月上旬に返還致しました。

当社グループと致しましても、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を当社グループ役員および従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関するグループ社内研修を実施するなどコンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

関係者の皆様にはご心配とご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以上